

取 扱 基 準

名 称	家庭系生ごみ処理器購入費補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	家庭用生ごみ処理器の購入に対し補助金を交付するもの
目 標	<p style="text-align: center;">数値化 <input type="checkbox"/> 非数値化 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>当事業で購入された生ごみ処理器が各家庭で適切に活用され、購入者のごみ減量に対する意識の変化がみられること。</p> <p><目標が数値でない場合の評価方法> 生ごみの減量・資源化について、年度末に実施するアンケートにおいて活用状況、成果等の評価</p>
補助事業者	<p>自らの家庭から排出される生ごみを処理するため、処理器を購入し、設置した者で、次に掲げる要件を備えた者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、かつ居住している者であって、法人その他の団体でないもの</p> <p>(2) 新潟市税の滞納がないこと。</p> <p>(3) 購入した処理器を適切かつ安全に使用及び管理できること。</p> <p>(4) 処理器から排出された処理物を適切に利用し、若しくは環境衛生上支障のないように処理できること。</p>
補助対象経費の内 容	処理器本体の購入価格とし、配達料や別売りの付属品及び工事費等を含まない金額で、値引きや保有ポイント使用分等を差し引いた実費支払い額。
補助額及びその算定方法又は補助率	<p>【電動生ごみ処理機】購入価格の2分の1以内の額とし、2万円を限度とする。また、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。交付は、1世帯1台限りとする。ただし、交付を受けた年度から6年を経過した場合はこの限りではない。</p> <p>【コンポスト・EMボカシ容器】購入価格の2分の1以内の額とし、3千円を限度とする。また、補助金の額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。交付は申請をしようとする日に属する年度において、コンポスト容器は1世帯1基限り、EMボカシ容器は1世帯2基までとする。</p> <p><補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 本市において、生ごみの減量及び資源化に有益であるため。また、補助率・上限額とも他の政令市等の状況も勘案し、普及啓発に適した額を決定</p>
開始時期	令和 6年 4月 1日
評価の時期	令和 8年 9月30日
終 期	令和 9年 3月31日
補助事業者による情報の公表	<p>〔内容〕 補助事業者が個人であるため、情報の公開は行いません。</p> <p>〔媒体〕</p>
担当部署	<p>環境部循環社会推進課企画グループ</p> <p>電 話 025-226-1391</p> <p>e-mail junsui@city.niigata.lg.jp</p>